

廃棄物減量等推進審議会第 5 回会議概要

日 時	令和 7 年 11 月 7 日（金） 10 時 2 分～11 時 21 分
場 所	箱根町役場分庁舎 4 階 第 5 会議室
出席者	委員：小林委員(会長)、武藤委員(副会長)、藤原委員、齊藤委員、太田委員、勝俣委員 町側：環境整備部長、環境課長、環境課副課長、環境課環境政策係長、環境課主任主事
議 題	(1) 事業系一般廃棄物処理手数料の改定について (2) 答申（案）について
資 料	【資料 1】箱根町事業系一般廃棄物処理手数料等の改定について（答申） 【参考資料】委員名簿

1 開会

環境課長の進行により進められたもの。

2 これまでの審議の経過確認

- 4 月 28 日に開催された第 1 回審議会では、会長及び副会長の選出を行い、箱根町長から「事業系一般廃棄物処理手数料等の改定について」諮問を受けた。
- 6 月 2 日に開催された第 2 回審議会では、「事業系一般廃棄物処理手数料等の改定について」を議題とし、「手数料改定の要否について」、「改定額の妥当性について」、「改定の時期について」審議した。
「手数料改定の要否について」は、事業系一般廃棄物の事業者責任、ごみ処理経費の実態、他市町村の動向等から、手数料の改定は必要と判断した。
「改定額の妥当性について」は、ごみ処理経費の実態や近隣自治体のごみ処理手数料の改定を検討していることなどを鑑み、ごみ処理手数料単価は 30 円が妥当と判断した。
「改定の時期について」は、半年の周知期間を設けたうえで、議会の進捗等不確定要素があるため必ずしもということではないが、改定の時期は令和 8 年度 4 月が妥当と判断した。
- 7 月 25 日に開催された第 3 回の審議会では、第 2 回審議会において 1 度は「改定額は 30 円が妥当」と判断したが、その判断基準の一つとしていた「近隣自治体が令和 8 年 4 月から 30 円に改定する予定」であるという情報の確実性に疑義が生じたことから、再度「改定額の妥当性」について審議をしたもので、判断基準の 1 つとしていた近隣自治体の手数料単価 30 円への改定が定かではないという状況で、当審議会としては手数料単価は 30 円が妥当と判断できないため、継続審議となった。
- 9 月 22 日に開催された第 4 回審議会では、「改定額の妥当性」について審議し、県内 11 市町の現行手数料が 25 円で、箱根町の近隣である小田原市と足柄上郡 5 町も全て 25 円という近隣自治体との

バランスという観点、また現行手数料改定時の受益者負担率が53%程度で、今回も同程度の受益者負担率を求めた場合25円が妥当等の意見があり、「改定額は25円が妥当」と判断した。

また「改定の時期」については、12月議会で議決されると仮定し半年の周知期間を設けることで「令和8年7月改定」という案で審議したが、令和8年4月から国際観光ホテル整備法に係る固定資産税不均一課税の見直し、また令和10年4月に宿泊税の導入が予定されているため、宿泊事業者の負担増となる事案が重複するため賛成できないとの意見があり、継続審議となり本日の第5回審議会に至った。

3 箱根温泉旅館ホテル協同組合（以下、「旅組」）との調整結果について

前回会議において「改定の時期」については旅組から反対意見があり結論が出なかったことから、第5回会議に向けて実施した旅組と事務局との調整結果を事務局より説明したもの。

【説明の要旨】

- 旅組としては、令和8年4月に国際観光ホテル整備法に係る固定資産税不均一課税の見直し、令和10年4月に宿泊税の導入が予定されているため、宿泊事業者の負担増となる事案が重複すること、また、大規模な宿泊施設ではすでに令和8年度の予算が決まっているところがあり、他の宿泊施設でも11月頃には決まるところが多いことから、令和8年度中にごみ処理手数料が上がる事が確定しても予算の確保ができないという理由から、令和8年7月の改定には賛成できない。
- 町としては本来であれば改定額は34円程度としたいところ、これでは事業者の負担があまりに大きいため改定額を30円として審議いただいたが、結果として前回改定時の受益者負担率と近隣市町とのバランスを鑑み25円が妥当との判断となり、また改定の時期も当初令和8年4月を提案したが、現時点においては最速でも令和8年7月以降となってしまう。
- 両者歩み寄れる部分を見つけるために、様々な視点から意見交換し調整を図ったが、それぞれの主張はすでにぎりぎりまで妥協したものであるため、これ以上の歩み寄りには難しいとの認識に至った。
- 国際観光ホテル整備法に係る固定資産税不均一課税とは、日本の国際観光の振興を目的として外国人向けに一定の基準を満たしたホテル等に対し、固定資産税を軽減する制度で、登録を受けた部分の固定資産税の税率を初年度は50%軽減、翌年度は40%の軽減とし、以降毎年度10%ずつ減少して5年目の10%に達した以降は、恒久的に10%の軽減が続くというもの。
- 今回の見直し内容は、軽減の適用期間を5年とし、6年目以降も恒久的に続いていた10%軽減を廃止するもの。すでに軽減対象となっている施設に対しては、4年間の経過措置を設け、新たに軽減対象となる施設は、5年の軽減をもって終了する。改正条例は令和8年度4月に施行されるが、すでに軽減対象となっている施設に対しては4年間の経過措置を設けるため、軽減措置の廃止つまり事業者には実際の負担が発生するのは令和12年からとなる。
- 本日欠席の小田原箱根商工会議所箱根支部代表の田村委員から、これまでの審議会の経緯と手数料の改定額は25円ということに対して会員へ意見を募ったが意見はなかったこと、また、改定の時期については審議会に委ねると事務局はうかがっている。

4 事業系一般廃棄物処理手数料等の改定について

「改定の時期」については、半年の周知期間を設けることを条件に12月議会に上程すると仮定した場合、「改定の時期」は令和8年7月となることから、ここを基準に審議を開始したもの。

【質疑応答】

(太田委員)

先般、改めて旅組の方でも話をしましたが、旅館側の問題点があまにも多様で、国際観光ホテル整備法（以下、「国観法」という）、宿泊税、それ以外にも我々の業界には山ほど問題があり、燃料代・人件費そういった諸々の部分が非常に利益率を圧迫しているというような状況があります。先ほどおっしゃっていただいたように、特に大規模のチェーン店等は夏以降頃に予算がもう決定してしまっていて、一部では補正で対応できるのではないかとの話もありますけれども、現場を預かってらっしゃる総支配人もしくは支配人の立場ではなかなか厳しく、それを会社に要求できるような状況ではないというような部分の話を聞いてます。また、どちらかというと我々の業界の頭が大部分は宿泊税に向いてしまっているため、その辺も相まって難しくなっています。

けれども、とにかく来年の7月の施行というのは我々業界では難しいという返答でお願いしたいのと、個人的に25円の算出方法と金額、両方とも妥当かなという部分はあるんですが、これをいつやるかという部分に関しては、我々業界ではもう少し時間をいただきたいという状況です。ですので何月からなら良いという回答は全くできない状況です。

(小林会長)

具体的な施行時期については、現状ではご提示いただけないと理解いたしました。また、いわゆるタイミングの問題として、同時期に負担が増えるのはできるだけ避けたいといった認識というのは非常に理解できます。ただ今回は国観法には4年間の経過措置が設けられているということで、実際の負担は令和12年以降になる。宿泊税は令和10年4月を予定しているということなのでそこから逆算すると、令和8年くらいに改定しておいた方が段階的に負担増になっていくということで、少しは対応する時間もあるのかなと思ったりもします。素人考えですが、そのような考え方もできるのかなと思うのですがいかがですか？

(太田委員)

先ほど個人的にはというお話をさせていただきましたけれども、旅組は25円にも賛成しているわけではなく、そもそも業界では当然値上げを反対しているという段階なので、どうにかこの話し合いの中で妥協点、改定の時期をずらしてうまく持っていく方法を考えてはいたのですが、そもそも業界としては反対していますというところです。

(勝俣委員)

12月議会に上程ということは、これ以上先延ばしにすることはできないのでしょうか？

(環境課長)

町としましては利用者負担を速やかに適正化することが重要と考えておりまして、前にもお話ししま

した通り現行手数料 18 円のスタート時は 55%の事業者負担でした。現状では 33%の負担ということで残りの 22%は税金が投入されている。その部分を少しでもカバーできれば、予算を他に回すことができるというところがございます。もう 1 つは 8 年が国観法、9 年がごみ処理手数料、10 年が宿泊税と 1 年ごとに毎年町への負担が 4 月の 1 日に垣間見れるのはどうなのか、そういう状況が良いのだろうかというところもある。その 2 点が町が令和 8 年 7 月の改定を目指している理由です。ですから先延ばしも別にそれは構わないですが、町としては速やかに事業者負担を適正化していきたいという気持ちで、令和 8 年 7 月を掲げているものです。

(太田委員)

例えば、我々業界が 1 年ごと、9 年 10 年 11 年もしくは 12 年という状況になっても構わないという場合、それは町としては問題ないのでしょうか？

(環境整備部長)

改定の時期は国観法、宿泊税、ごみ処理手数料その 3 つが連続的にならないようにという部分は、もちろん配慮していたところがございます。ただ先ほど太田委員さんからお話がありました経営計画的な予算取りについて、今議論している令和 8 年 7 月ではもう既に予算が固まっているという部分は、配慮していかなければいけないのかなと認識しております。

(太田委員)

旅組だけでも 110 件、それ以外で多分 250～300 件あると言われている箱根の旅館の中で、国観法の対象旅館、軽減措置が廃止になる対象の旅館というのは 30 件だけです。ただその 30 件に大手さんが多くて、お声が大きいという部分は正直あります。

ですが、他の数百件の旅館さんの意見というのは国観法は関係なくて、その上でごみ処理手数料を上げられると困ってしまうという純粋な気持ちもある。今回の審議会に出ささせていただいているのでいろいろな形態のお宿さんに伺わせていただきましたが、とにかく「何で急に」「あかんぞ」という声と併せてやっぱり宿泊税と関連付けるお宿さんが非常に多い。なので宿泊税の方向性が決まった後に上げていく、当然上がることには反対はありますが、そういう段階を踏んでいった方が、このごみ処理手数料と宿泊税は関係ないよという部分はもう十分理解はしていますけれども、みなさんの気持ち的にどうしても関連付いちゃうところがあるので、宿泊税の方向性が決まって、そんな制度設計までの段階でなくて構わないので、宿泊税が何年何月からスタートしますという部分と、宿泊税という名称なのかどうなのか、それが決まってからこのごみ処理手数料のアップっていうものを、宿泊税とは違う部分の手数料なんですよという説明のもと改定いただいた方が、どちらかというと町と宿泊業界、観光協同組合、旅組の関係性的には良いのではないかという気はしています。

(藤原委員)

廃棄物の施策でも何でもそうですけれども、法律などを施行する時には経過措置というのがありますよね。おそらく箱根町さんとしてはそれなりのアウトプットを出したいというのはあると思います。ですから今までのお話を聞くと、旅館組合さんからすればやっぱり宿泊税の方向性が決まらないうと何と

も言えないところは確かで、そこが重要なところでトレードオフの関係だと思います。

ただ一方で、町としてはそれなりの方向性を示したいというのでもあると思いますので、先送りになってしまうかもしれないですけども、基本的には金額と時期については、いろいろ課題はあるけれども大体の方向性は見えていると思いますので、例えば、一応令和8年7月から施行するけれども、少しエクスキューズをつけてですね、例えば宿泊税の方向性がかなり変わってきたり、中身が変わってきた時には再度見直すとか、そういった形で少し前進するというのも一つの手なのかなと思います。今の状況を聞いてるとハレーションが起きてしまう可能性もありますが、とはいっても時期を先送りするというのも町としてはなかなか難しい。ですから、ある程度時期を決めて状況が変わった時にはまた少し見直すとか、何かそれなりに対応するといった形で落とし所を作るというのも一つのやり方かなと思います。

(環境課主任主事)

町の方の事情というか時期を延ばせない理由の一つとしては、財政状況というものがございまして、現在、令和8年度の予算編成を行っているところですが、推計ですと来年度は約4億6千万円の財源不足というものが今のところ見込まれております。そのため令和8年度の事業費予算は令和7年度の事業費予算の80%以内で編成するようにと、財政当局の方からそういった方針が出されてございまして、よほどの特別な事情がない限りは新規の事業というものは凍結してください、また既存の事業であっても拡大はしないようにというような条件の中で予算編成をしている状況です。そういった事情もあつて令和8年7月というものを希望させていただいている次第です。

(武藤副会長)

私は元々旅館勤めをしていたので、結構その辺もわかります。わかりますけどもう20年近く離れてしまっているので、当時とあまりにもギャップがありすぎる。本当に何を言っているのか理解ができない、なかなか理解しきれないような状況だったので今まで黙っていましたが、ただ話の流れを聞いてみると、2,3年後に宿泊税が入ってくるのになぜこれをぶつけるのかな。ある程度計画立てて、これはこの部分に充てますよというふうな使い方の方がわかった時点で、それでも不足だからこちらでちょっと値上げをさせてということじゃないと。先ほど藤原委員がおっしゃったように、もっと柔軟性を持っていかなければ。ここで上げたからもう何年間は上げませんよというのは難しいと思いますよ。

ごみの処理はこれからどんどんお金がかかっていくし、事業所さんも分別をやっていくでしょうけどそこに充てる人件費も上がっていくわけですね。だからトータルして考えると分別もえらい高いものになるわけです。そういったことを考えてみると、太田委員さんが言われるように、もう少し新税の形が見えてきた段階でもうちょっと考慮してやって欲しいし、やるべきじゃないのかな。もしそれができないなら、今ここでこれだけ上げさせてください、だけどこの新税が入ってきた段階で、その内容によってもう一度考えましょう、そういう機会を持ちましょうというような町の柔軟性も必要なのではないかなと、今の話を聞いて私はそのような理解をしました。

(環境整備部長)

先ほどからみなさんがおっしゃられてる内容は、新税を充当することによって足りない部分をごみ処理費で賄うという形のお話ですが、町側としては逆でありまして、まず受益者負担の適正化、実際これ

だけごみ処理に経費がかかってます、それに見合った手数料を徴収させていただきます、それでも足りない部分について宿泊税等の部分で検討していく、そういうようなスタンスでありますので、基本的にはまずは受益者負担の適正化、いわゆるごみ処理に係る経費、それは本来事業系ごみについては事業者負担が原則になっております。

事業者負担の適正化といっても、それを全額いただくのは実質的に難しいので、いわゆる負担率という形で、ある意味考慮してその部分をいただく。これをできるだけ速やかに改定することによって、ごみ処理にかかっていた費用を福祉や教育や他の部分に充てられる。そういう部分を見込んでいるため、今回ごみ処理手数料の改定というのをまず先にやって、それでも賄えない部分について宿泊税等で今後検討していくような流れになる。町としてはそういうスタンスであります。

(小林会長)

意見をまとめさせていただきますと、藤原委員、武藤副会長の方からご意見があった内容としては、町としての予算編成のフレキシビリティであったり、宿泊税自体がまだ外枠が決まっていないというか、何に使う税金であるのかとか税率も多分これから詰めて行くことになる。何に使う予定なのかは決まっているのかも知れませんが、何にどれだけ予算をつぎ込む税金になるのかというところもまだまだ煮詰まっていないであろうと思いますので、そういった意味でそこが固まった段階というか、その議論が尽くされて、例えば仮に宿泊税のうちのかかなりの部分を廃棄物の処理費に充てましょうということにする場合に、例えばその段階で、少し前に事業系の廃棄物の処理手数料が上がったけれどもこれも併せて見直して、より適正な処理コストになるように図りましょうといった形で、その段階でまた少し見直しを行うということもありというのが、おそらくそういうご意見であると思います。

ただ、現状では宿泊税の中身も確定していない段階で、予算的にはやはり非常に喫緊の課題になっているということと、もちろん受益者負担というのも明確に示すべきでしょうし、それによって廃棄物の資源化であったりとか分別であったりとかごみの減量ですね、量を減らすというような様々な取り組みもインセンティブとして働くのかなという期待感も込めて、手数料の改定は想定通り進めた方がいいのかなと、今のみなさんのお話を聞いていると、私はそのような考えに至ったのですがいかがですか？

(藤原委員)

部長さんもおっしゃったように、受益者負担というのは非常に重要な話で、これは全国どこでも一緒だと思います。ですから、今町の方で考えられてる受益者負担、最初は30円でしたけれど25円まで譲歩という変ですけども一応そうなりまして、その妥当性については賛否両論あると思いますが、一応25円というのを前提として、施行時期については令和8年7月から施行しますというのは、それはそれでいいのかなと思うんですね。

ただ、やはり不確定要素もあるので、その辺が確定するとその内訳などいろいろ変わってくるわけですね。だからそこについてはちょっとエクスキューズで残しておいて、暫定措置というわけではないですけども、宿泊税とかそういった社会的要因が変わったら少し見直しましょうといった内容を、少し残しておけばいいのではないかなと思います。

(太田委員)

ごみの部分とはちょっとずれますが、今インバウンドと日本人のお客様の繁忙期が一致してきてしまっています。コロナ前までのインバウンドと国内旅行は交錯してて、日本国内のお客様が減る時にインバウンドが増えて、旅館業界としてはすごい助かっていました。今は夏休みに日本人は来なくなりました。インバウンドは6～8月の日本の酷暑をSNS等で知ってて、日本にまず来てくださらないです。今年また更に配信されたので、たぶん来年は更に来ない。日本人も旅行をしなくなっている。日帰りのお客様はたぶんある程度お越しいただいていると思うんですけども、宿泊のお客様をどうやって確保していこうかという部分で、正直私は頭がいっぱいです。

何が言いたいのかというと、我々業界はごみの排出量が多いと思うんです。この審議会は減量等推進審議会なので、できるかどうかわからないですが減量に対して箱根町から、もっと定期的に我々業界とか飲食店、商工会議所にもガツガツ言っていただいた方が、料金が上がるよというプレッシャーをかけてもごみが減らないよだから手数料を上げさせてくださいと。その方が受け入れやすいかと思います。

旅行業界の流れというのはちょうど今境目でもあって、宿泊税に関しても、箱根はもっと先進的にもっと早い時期から話し合いをしていくべきだったと思っていたのですが、ちょっと変化が起きていて、京都なんかはだいぶ先走っていたので京都の旅館さんに聞くと、今後の不安を感じているようです。変化が起き始めている今の状態の中で、これから先を見越した税制を考えていけるというのは、スタートラインとしては良かったのかなと思っています。

何が言いたいのかというと手数料もそうですけれども、減量に対する圧力の結果、量が増えてしまったから手数料を上げさせてくださいの方が納得いったなという話です。大手さんはいろいろと機械も入れられてますけど、中小の施設というのまだできてないところは十分あると思います。ということは、ごみ量を減らせる部分というのは、まだまだあるのかなという気はするんです。その話し合いをもうちょっと定期的にしていっていった方が、チラシを配るとかだけではなくて、旅組の会議に来ていただいて、ごみが増えてるからどうにかしないと手数料上げないと無理だよというような、日ごろからのそういったやり取りというのが必要なのかなという気はしました。

(環境整備部長)

太田委員さんからお話ありましたこと、以前の会議で田村委員さんからも各事業者からどれだけごみが出ているのか、そういう部分を把握していった方がいいのではないかと、そして努力されている事業所があれば何らかのインセンティブを検討してもいいのではないかというご意見をいただきました。今のご意見はそれと近いもので、町としましては今まで個々の事業者からの回収量とか、そういうものに対して把握できていなかった部分がありますので、今後それを把握することによって明確な課題というのも見えてくるのかなと思いますので、前向きに対応していきたいと考えております。

(小林会長)

手数料を上げるだけではなくて、もっと一体的な廃棄物の減量化ということで、町としてこういう提案もあるよとか、こういう方法を導入すれば減らすことができるので、事業者負担もそういう意味では今の廃棄物の量で考えた時に、単純にいくら増えるということではなくて、減量化の効果を見越せばそ

こまで金額が上がるものではないというような、そういったモデルケースというか方法の提案みたいなことも重要で、ただただ金額を上げます事業者負担を増やしますだけではなくて、廃棄物の量を減らすという取り組みも当然ペアでやっていかないといけない。

そこについては、当該審議会では目的としているわけですので、積極的に廃棄物の量を減らすということ、それは単に出す量を減らすというだけではなくて資源化という方向性をもう少し模索して、例えば生ごみをコンポスト化するとか、プラスチック系のごみもしっかり分別回収して、資源として持っていくというところを徹底するといったようなことに繋げていただきたい。もちろんそれはそれでコストも手間もかかるかもしれませんが、それをうまくやるための手法として、町の方からこういった方法を使えばより簡便にできるようになりますみたいな、そういった情報の提供であったりとか、あるいは先進的に取り組んでおられる事業者に対して何らかの表彰をするであるとか、そういったモデルケース的なものをどんどん広報していくというような形で、町全体として環境に対して非常に先進的な取り組みを行っているということをアピールできるようになると、ただただ事業者負担でコストを上げるという以上の効果が得られるのかなと。ちょっと外れた話かもしれませんが、こういうようなことを認識いたしました。

(太田委員)

大手さんは減量化、資源化に取り組んでいますけど、小さいところはそれが頭にあってもできていない。今話をしていて数字として認識できるもの、目安がないというのが一番の気づきでした。

(藤原委員)

やっぱり見える化は重要だと思います。実は数日前にある企業から資源化とか資源循環についてどうやって取り組んでいるかというところを、社会的にどうアピールしていけばいいものかと相談を受けました。それは言うのは良いですけどもやっぱり数値っていうか、見える化していかないと企業アピールにはならないということで。ですから今回も手数料を上げてというのも一つあるのですが、やっぱりそれに当たってどういう効果があるのかとか、効果検証を含めて今後いろいろやっていかなければいけないのかなと思います。

(齊藤委員)

ごみの減量という観点では、当然県としても減量化は進めていかなければならないというところですし、箱根町さんの場合にはやっぱり飲食店さんであったり旅館業さんであったり、食品ロスという部分も結構多いかと思います。日本全国それから県全体では、食品ロス量というのは結構減ってまして、コロナ禍で減った分もありますけれど、コロナ禍後も減少傾向が続いているという状況で、特に事業系の食品ロスについては、当初2030年までに2000年比で半減という目標を掲げていたところですが、すでに達成してしまっているというところで、国の方では、さらにその目標を50%から60%に引き上げる、県もそれに倣って引き上げを今検討しているところです。

なのでその意味では事業者のみなさまにも、食品ロスの削減というところは今後も取り組んでいただきたいところではありますし、そのために県の方でも町さんのように個別に事業者さんに指導していくというのはなかなか難しいかと思うんですけども、周知啓発が主にはなってしまうかもしれませんが、様々な事業に取り組んでいきますし、ご相談いただければ県としても何ができるのかというのは検討さ

せていただくことができますと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

(小林会長)

なかなか満場一致ということは、難しいようですので、そこは致し方がないところではございますが、審議会としては一つの結論を出す必要があるということで、ここでは意見も出尽くしたようですので、多数決という形で進めさせていただきたいと思います。

本審議会の規定においては、箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例とその施行規則に示されておりますが、施行規則の第2条の3の3に審議会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによると規定されております。また多数意見を結論としつつも反対やご懸念のある意見については、少数意見として答申に付記することもできますので多数決での決定にご理解をいただきたいと思います。

では、改定の時期につきましては令和8年7月に改定をするということで賛成の方は挙手をお願いいたします。

《武藤副会長、藤原委員、齊藤委員の3名が挙手》

賛成が3名でしたので過半数以上ということで、改定の時期は令和8年7月が妥当と判断をいたします。それでは以上をもちまして議題(1)事業費一般廃棄物処理手数料等の改定については、「手数料改定の要否」は必要、「改定額の妥当性」は25円が妥当、そして「改定の時期」につきましては令和8年7月が妥当であると判断されました。

5 答申（案）について

資料1を事務局から説明後、質疑応答を行ったもの。

【 質疑応答 】

(藤原委員)

付帯意見の(2)、(3)で見直しを検討するとありますけれども、先ほど議論があった宿泊税などそういった社会的な状況の変化があった時は、見直しをするという内容を追加しておかないといけないのかなと思います。

(太田委員)

改定の時期についての周知期間、周知方法っていうのは一般的な民間への周知というのは当然していただくとは思いますが、他にどのような方法になりますか？

(環境課主任主事)

広報と回覧、それと併せてご希望があれば旅組さんや商工会議所さんなどの団体には、個々にご説明させていただきます。

(太田委員)

一応我々は反対なので、来ていただいた方がいいと思います。

(小林会長)

本日の審議の内容等も踏まえて、付帯意見等についてはもう少し追加する必要があるのかなというふうには思いますので、それらの点を含めて事務局に修正いただいて、後日ご意見を反映した形のものをメール等で内容確認していただくという方法で、答申案の内容というものを詰めていって完成させたいと思います。

6 今後のスケジュール

第5回会議の審議内容を反映した答申（案）を事務局にて作成し、メール等により委員に承認を得る。

その後の町長への答申については、全委員が集合することはせずに答申書完成後に小林会長のみで行うもの。

7 閉会